

広島県告示第三百三十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

廿日市市

二 調査を行った期間

平成十九年五月から令和五年十月まで

三 成果の名称

廿日市市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

廿日市市飯山の一部

五 認証年月日

令和七年三月二十一日